

## 平成26年9月銚子市教育委員会定例会会議録

### 1 日 時

平成26年9月30日(火)

午後3時00分 開 会      午後4時10分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所議会棟2階 全員協議会室

### 3 出席委員

委員長	鈴木 猛 志
委 員	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
委 員	大八木 鷹 次
委 員	石 川 善 昭

### 4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(生涯学習課長事務取扱)	石橋多加士
教育総務課長	宮内 伸光	学校教育課長	永綱 英行
スポーツ振興課長	春山 敏郎	学校教育課課長補佐	向後 陽子
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	梅澤 幹直	生涯学習課課長補佐	間山 文代
市民センター所長	鈴木由美子	公正図書館長	林 宏美
青少年文化会館長	高森 良文	体育館長	飯笹 博充
銚子高等学校事務長	大塚 明	教育総務課指導主事	平山 公治
教育総務課指導主事	本田 拓二	学校給食センター主査	石井 忠雄

### 5 議題等

議案第29号 平成26年度教育功労者の決定について

議案第30号 平成26年度末及び平成27年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について

議案第31号 銚子市立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則制定について

### 6 議事の内容

(議事に先立ち、去る9月24日に亡くなられた第七中学校の生徒に対し黙とうした。)

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成26年9月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

**【委員長】**

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

8月26日に開催いたしました平成26年8月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

**【委員長】**

それでは次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。

では、教育長からお願いします。

**【教育長】**

それでは少し長くなりますが、前回の教育委員会から昨日までの報告をさせていただきます。

始めに、お手元に配布した報告事項には記載されていませんが、先ほど黙とうをしていただきました銚子七中の生徒の死亡事故に関しまして、一言申し上げたいと思います。過日ご連絡を差し上げ、新聞報道でも概略が報道されておりますが、9月24日、銚子七中の2年生女子が不幸にも亡くなる事件がありました。我々教育者、現場で児童生徒を預かる者として、今回のことは、非常に痛ましく残念でなりません。二度とこのようなことのないよう、今後学校さらには教育としてやれることをしっかり頑張りたいと思います。経過をご説明申し上げます。9月24日午前11時10分頃、千葉地方裁判所八日市場支部執行官が建物の明け渡しのため室内に入ったところ、室内で死亡している生徒を発見し、警察に通報しました。その後の報道によりますと、犯行当日の朝、母親が絞殺したとのことでありました。教育委員会としては、当日連絡を受け、直ちに2名の職員を学校へ配置し、マスコミ対応等いたしました。生徒の日頃の様子ですが、明るく、勉強も頑張っており、バレー部の選手として活動していたとのことです。20日の運動会では、応援団員としても活躍したと聞いております。また、母親との関係も悪くなく、前日の23日には、匝瑳市の八日市場ドームで練習試合があり、そこには母親も応援に来ており、帰りは母親とともに一緒に帰宅したということでもあります。むしろ教育熱心な母親であったと聞いております。また、今回の県営住宅の件についても、学校では何ら承知していなかった、知ることができなく、また、日頃の様子から、今回の件については全く予想だにしていなかったとのことでもあります。市教育委員会としては、亡くなった日の翌日の25日には、県からスクールカウンセラー3名、市教育委員会の指導主事2名、県の指導主事1名を配置し、当日の生徒集会に同席をいたしました。また、翌日26日から今週末まで、県のスクールカウンセラー1名を配置、また、指導主事を県教育委員会1名、市教育委員会1名を毎日配置し、生徒及び職員のケアに当たっています。26日には夕方6時30分から保護者会を開催いたしました。教育委員会からも学校教育課長、管理

主事が同席しました。また、28日にはお別れ会がありまして、教育委員会からは、私と部長、課長が参列し、市当局からも市長、副市長が参列いたしました。これまで、各学校におきましては、児童生徒の家庭環境、生活状況等の把握について、日頃からできる限り努めてきたところではありますが、このような状況を受けまして、26日に臨時小中学校校長会を開催し、今一度児童生徒、保護者との人間関係の構築、情報の把握について指導したところです。具体的に4点指導いたしました。1点目ですが、児童生徒、保護者の生活の状況をできる限り把握するように。非常に難しいところではあるのですが、学校としてできる限り情報を集めてくださいと。2点目ですが、児童生徒、保護者との人間関係の構築、保護者から相談しやすい体制の充実をお願いいたしました。3点目ですが、就学援助制度の周知の徹底を今まで以上にということをお願いしました。現在、最低、各学期に一度は保護者向けに周知をしておりますが、改めて徹底を図るようにお願いいたしました。4点目ですが、情報を収集した後の対応ですが、学校のみではなく、関係機関との積極的な連携、情報交換をしてほしい。何かあれば、直ちに教育委員会に連絡をして、教育委員会から関係機関、例えば社会福祉課等に連絡をするということでございます。この4点について、周知をしたところでございます。さらに校長には、学校現場、それも銚子市で起きたということを重く受け止めて、二度とこのようなことがないようできる限り全力でやっていこうということで共通理解を促したところです。七中の件については以上でございます。

続きまして、お配りした報告事項に沿ってご説明いたします。

1点目ですが、9月の定例議会が9月1日から25日まで開催されました。教育委員会に関する一般質問が5人の議員からありました。1つは、宮内議員から、青少年文化会館の展示等の充実と整理についてです。文化会館の展示を充実してもらいたいという内容です。星議員からは、「生活困窮者自立支援法」による生活困窮者への学習支援についてです。「生活困窮者自立支援法」には、当面の必須事業として2つ、任意事業として5つ挙げられています。生活困窮者の子弟の学習支援については、任意事業になっております。現在、全国で指定事業ということでやっている地域もございません。その地域の実情、情報収集等をしながら、今後検討していきたいと思っております。ただ、まずは必須事業を市としては取り組むということでございます。続いて、笠原議員から、先程の話とも重なりますが、就学援助費の入学準備金の前年度末の支給についてということです。現在、小学校、中学校入学後に、就学援助者に対しては、入学準備金を7月頃に支給しています。これについては、4月入学を校長が認定をし、それを基に教育委員会が認定をする。入学後の把握になっております。ですので、自ずと支給が7月頃になってしまいます。これを入学前に支給できないのかという話がございました。今後、今回の事件もありますので、早急に検討していかなければならない事項であると考えております。釜谷議員からは、スポーツ施設の用具・備品の購入について、どうなっているのかという質問でした。具体的には、野球場のバッティングマシン等を購入した件でございます。また、鎌倉議員からは、旧第一共同調理場、南小川町にある給食センターの跡地の状況についてです。これについては、6月の補

正で、測量、具体的な計測の予算化をいたしました。今後、それに基づいて測量をしていく予定です。さらには解体をし、更地として売却をする方向でございます。また、教育民生委員会では、ハーフマラソンに関わる補正予算についてでございます。県の補助250万円を計上いたしました。

2点目ですが、8月28日、須藤医院の現在の先生の親に当たります須藤節也先生が、長年学校医をされていたということで、それに対する高齢者叙勲の授与をご自宅にお伺いし、行いました。

3点目ですが、前回も申し上げましたが、9月1日に、行政アドバイザーとして任命する木樽正明氏の発令がございました。任期は、平成27年8月31日まででございます。

4点目ですが、9月2日、平和教育として広島に派遣した中学生4名の報告会がありました。

5点目ですが、同日、東総地区広域市町村圏事務組合が行った中学生のシンガポール、マレーシアへの海外派遣研修の報告会がありました。

6点目ですが、9月6日から7日にかけて、銚子市小中学校児童生徒・教職員科学作品展が、市民センターで開催されました。小中学生が結構頑張っているなあといった感じがいたしました。

それから7点目ですが、9月19日に、土木課、生活環境課、農産課の職員のお手伝いをいただいて、旧第八中学校の草刈り、清掃を実施いたしました。

8点目ですが、9月24日に市内校長会にて新消防庁舎設計図案について説明いたしました。また、26日には銚子中におきまして、銚子中、春日小、双葉小、豊岡小、各校の管理職、PTA役員へ説明をいたしました。大方了承していただきましたが、やはり、建ち上がった後の銚子中の学習環境についてしっかりしていただきたいという話がありました。

9点目ですが、9月27日、28日に、平成26年度の銚子市事業仕分けが開催されました。教育委員会に係わる事業は10事業でございます。存続か現状維持かということでの大変厳しいご意見をいただきました。

10点目ですが、9月24日、平成26年度第1回教育委員研修会が実施され、鈴木委員長、松尾委員、八角委員、大八木委員にご出席いただきました。

最後ですが、学校給食センターからです。学校給食食物アレルギー対応食について、基本方針及び実施要領を策定し、いよいよ動き出しました。来年2月を目途に卵除去食で始める予定でございます。

長くなりましたが、私からは以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

**【松尾委員】**

先ほど教育長からお話がありました平成26年度第1回教育委員研修会に参加して

きましたので、報告させていただきます。

今回の全体テーマは、「教師の指導力を高め、子どもの真の学力を向上させるために、教育委員会は何をすべきか」であり、山武市、松戸市、神崎町よりそれぞれの教育長より報告がありました。山武市からは、ICT教育推進のために、情報化推進会議を立ち上げ、若手教員を中心に授業研究やワーキンググループによる活動を展開しているという報告、松戸市からは、教育課程特例校という制度を利用した「言語活用科」の実践報告で、やはり若手教員を中心に言葉を教える大切さを考えながら指導法研究を進めているという報告、神崎町からは、「教育はまちづくりにどう関わるのか」というビジョンを示し、「発酵の里こうざき」を実感できる教育プログラムを開発しているという報告を聴くことができました。

また、午後からは、「地域が育む『生きる力』について」という分科会に参加しました。分科会で、匝瑳市から、匝瑳市の通学合宿について、八千代市から、「八千代子どもサミット」と「八千代教育サミット」についての報告がありました。八千代市のサミット事業ですが、「子どもサミット」は、中学生をリーダーとした地域社会での連帯的な活動からなるもので、「八千代教育サミット」は市内のすべての学校、つまり公立の小学校、中学校、私立の中学校、高校、それから県立高校、県立特別支援学校、八千代市内の私立大学が連携して大人たちの教育支援体制づくり行うもので、1つが地域社会における子どもたちの実践の場づくり、2つ目が、大人たちの教育支援体制づくりが柱になっています。どの報告も参考になり、刺激になりましたが、特に八千代市の実践報告は、中学生が地域で活動している様子に好感を持ちました。中学生を元気にしたいと私も今回参加して思いました。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

**【委員長】**

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、大八木委員、石川委員を指名します。

**【委員長】**

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

**【委員長】**

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

**【委員長】**

続きまして、日程第3を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。

議案第29号につきましては、個人情報が含まれる案件ですので、秘密会にさせていただきます。いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

よって議案第29号は秘密会とし、会議録への記載はしないこととします。

**【委員長】**

この際、暫時休憩いたします。

関係職員以外は退席をお願いします。

**《 職 員 退 室 》**

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし)

**《 職 員 再 入 室 》**

**【委員長】**

休憩前に引続き、会議を開きます。

**【委員長】**

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第29号は、原案のとおり承認することと決しました。

**【委員長】**

続きまして、日程第4 議案第30号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【委員長】**

所管課長の提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

それでは、議案第30号「平成26年度末及び平成27年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について」ご説明申し上げます。

本議案は、今年度の市立高等学校教員の人事異動方針を定めようとするものであります。市立高校の人事異動は、市立高校の教育職員が、県からの割愛、いわゆる銚子市において独自に採用選考を実施して教員を採用しているのではなく、県で採用された教員を充てていただくことで、人事を行っている状況であるため、県教育委員会の人事異動方針に準じて行う必要があります。今年度末の千葉県教育委員会の人事異動方針は、9月の県教育委員会会議で決定され、10月17日に行われる県高等学校校

長会において、各県立高等学校長へ通知されることとなっております。今回、本市におきまして定めようとする人事異動方針は、この県の人事異動方針に準じたものでございます。そのため、参考資料として、市の方針の後に、県の人事異動方針を付けてございます。只今、県に準じましたと申しましたのは、比較していただきますとすぐ分かると思いますが、県教育委員会の人事方針には、小中学校に勤務する県費負担教職員について、触れている部分があるなど市立高校には当てはまらない部分がありますので、その点については、省くなどして作成しております。資料の新旧対照表の裏面をご覧くださいますと、今回出されました県の人事異動方針では、昨年度に比べて4の主幹教諭の登用等についてというところが、大きな変更点となっております。昨年度までは、管理職への登用についてという項目の中で、主幹教諭について触れておりましたが、今年度は、主幹教諭の登用等についてという項目が、県に新たに設けられましたので、それについても方針を示すことといたしました。従いまして、市の異動方針についても、主幹教諭につきましては、県に伴って変更してございます。その他の部分につきましては、年度の変更や対照表に示しております語句表現の変更のみとなっております、内容につきましては昨年同様となっております。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**【委員長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【松尾委員】**

3点あるのですが、1点目は、新旧対照表で3の管理職への登用についてというところですが、高校には関係ないということで、(4)は小中学校の内容なので無いのは分かるのですが、「(3) 女性職員の管理職への登用を積極的に推進する。」と「(5) 県立学校の管理職への登用は、複数の学校に勤務した経験を有することを原則とする。」の2点が市立高校に載っていない理由が何か分かりましたら教えてください。2点目は、4の主幹教諭の意味が分からないので教えてください。3点目は、5の新規採用職員についてですが、市立高校には無いのですが、市立高校では新規採用職員は無いということですか。県立高校で採用してから市立高校に異動してくるということでしょうか。

**【学校教育課長】**

私からは1点目と3点目について、2点目については担当から回答いたします。1点目の管理職への登用についてということで、女性職員の管理職への登用を積極的に推進するというのは、県は県立高校全体の中での積極的に推進するという解釈になりますが、市立高校は1校しかありませんので、この文言を載せるというのは、市立高校の校長は、男性よりも女性を推進するという誤解を招く表記になってしまいますので、優秀な良い人材、優れた人材というところで、男性であろうが女性であろうが性別に関係なく採るということで、1校しかございませんので、そういった言葉の表記

にならざるを得ないのかと思います。同様に、県立高校への登用は複数ということですが、市立高校は現在1校ですので、複数というこの文面にそぐわないということでもあります。3点目の新規採用につきましては、疑問に思われたとおり、現在のところ、県から割愛いただいている教員につきましては、県内の市立高校、新規採用者は配置しないということで、他の市立高校と均等をとっておりますので、現在のところは新規採用者の配置は行われていないところであります。

**【教育総務課指導主事】**

2点目ですが、主幹教諭といいますのは、平成19年に学校教育法が改正されて、小中高と特別支援学校に設置できることになった役職です。位置づけとしましては、一般の教諭と管理職との間に位置するいわゆるミドルリーダーという立場で、校長、教頭を補佐するとともに、一般職員をリードして教育活動推進にリーダーシップを発揮することを期待される教員のことをいいます。千葉県の高校では導入が遅れましたが、26年度から25の学校に主幹教諭を1人ずつ、今年4月から配置が始まったところでございます。以上です。

**【委員長】**

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

**【委員長】**

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【委員長】**

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第30号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することと決しました。

**【委員長】**

続きまして、日程第5 議案第31号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【委員長】**

所管課長の提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

それでは、議案第31号「銚子市立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。

引用している法律の題名が変更となるため、それに伴って改正するものでございます。具体的には、規則中の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自

立の支援に関する法律」を「中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものであります。なお、改正法の経過措置により、今まで支援給付を受けていた配偶者がこの「特定配偶者」に該当しない場合においても、引き続き支援給付を行うよう、所要の措置がされています。また、第4号中「。以下この号において同じ」については、前回の改正の際に削除すべきであった部分を今回削除するものであります。

以上で議案第31号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**【委員長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【松尾委員】**

中国残留邦人等の「等」とは具体的には何を指すのでしょうか。あと、特定配偶者の「特定」です。

**【学校教育課長】**

特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者のことをいいます。また、「等」とは次に掲げる者をいいます。1 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者、2 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者です。

**【委員長】**

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

**【委員長】**

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【委員長】**

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第31号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** （挙手）

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することと決しました。

**【委員長】**

続きまして、日程第6「銚子市教育委員会委員長選挙及び委員長職務代理者の指定」を議題といたします。なお、委員長及び委員長職務代理者の任期については、10月2日までとなっております。

委員の皆様にお諮りします。この議題は、人事案件ですので、秘密会にさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**【委員長】**

ご異議ないものと認めます。

よって本件は秘密会とし、会議録への記載はしないこととします。

**【委員長】**

この際、暫時休憩いたします。

関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

**【委員長】**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**【委員長】**

ただいまの議事の結果について、報告いたします。

委員長には、松尾委員、委員長職務代理者には、八角委員とすることに決しました。

任期は、平成26年10月3日から平成27年10月2日までの1年間となります。

ここで、松尾委員、八角委員から一言ずつご挨拶をお願いします。

**【松尾委員】**

10月3日から委員長を務めさせていただきます松尾順子です。今までの委員長のよう立派な肩書はなく、教育行政に直接かかわった経験が無いので、不安でいっぱいなのですが、銚子市に来て20年間、一所懸命5人の子供を育ててきたことだけが働きであり、誇りであります。銚子市で子育てができたということは、とても嬉しく思っておりますので、教育行政がますます良くなるよう、1年間、微力ですが、私ができることを一所懸命やらさせていただきます。ますます皆様に助けをいただくことが増えると思いますが、よろしく願いいたします。

**【八角委員】**

足らずながら、職務に一所懸命取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございます。

皆さん、よろしく申し上げます。

**【委員長】**

以上をもちまして、平成26年9月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成26年9月30日

署名委員 大八木 鷹 次

署名委員 石 川 善 昭